

社会資源の活用に向けた 関係機関との連携

令和3年度介護支援専門員更新研修・専門研修課程Ⅱ

宮崎県社会福祉士会 永田 晃作
(都城市社会福祉協議会)

P359 修得目標

- ①他の制度や社会資源（インフォーマルサービス等）を活用、連携している事例等について分析し評価できる
- ②分析し評価した内容からアセスメントや居宅サービス計画等の作成について留意点を再確認できる
- ③課題の普遍化と社会資源への効果的な働きかけができる
- ④別の類似の事例等に応用することができる
- ⑤他の制度を活用するうえで重要となる各種知識や関係機関、多職種との連携方法に応用できる
- ⑥地域の社会資源（インフォーマルサービス等）を活用したケアマネジメントを実践できる

P360～P364

第1節 社会資源についての再確認

- その人らしい生活の実現のために多職種の連携や地域支援ネットワークの構築について理解する

P360 社会資源の再確認

① その人らしい生活を実現するための連携

自立と尊厳（介護保険法第1条）

- その人らしい生き方の保障、誰からも支配されることなく、自分自身が望む暮らし方を選択し、生きることができるとも意図したもの

- 利用者の歩んできた歴史
- 長年培ってきた経験や特技
- 社会の中で果たしてきた役割、存在
- ストレングス

その人固有の
アセスメント

P360 社会資源の再確認

無断複写・転載を禁ずる

② 包括的・継続的ケアマネジメント

地域包括支援センター（中核機関）との協働

○自助・互助・共助・公助を組み合わせ、地域の中で一体的に支援していくため、また、複雑多様化した課題に対して、様々な資源や機関との連携および継続的に関わっていける体制づくり

- フォーマルなつながりだけでは課題解決は難しい
- 利用者個人の課題 < 周囲や地域の課題
- さまざまな人たちの協働
- 継続的な支援の必要性

地域の基盤整備
とCMのサポート

4

P362 社会資源の再確認

無断複写・転載を禁ずる

③ 地域の関係者との協働

地域のネットワークづくり

○利用者個人の課題やその世帯が抱える課題解決という同じ目的、目標に向かうための仲間づくり

- フォーマルな資源の特性や強みを把握
- インフォーマルな資源の特性や強みを把握

的確なニーズ把握と
ネットワークが必要な根拠

5

P362 社会資源の再確認

無断複写・転載を禁ずる

④ チームアプローチ

目標達成に向けた多機関協働

○自分と違う多様な視点や技術を持つ専門職や利用者と同じ地域で暮らす力強い地域関係者と協働していくことで、利用者の望む暮らしの実現に寄与できる

- 多層的なアセスメントにつながる
- 様々な意見を知ることができる
- 支援方針を様々な角度から検討できる
- チーム内で役割分担ができる
- 支援者が交代できる仕組みができる

利用者 = 支援者
双方の利益

6

P363 社会資源の再確認

無断複写・転載を禁ずる

⑤ 地域の連携先機関

(1) フォーマルサービス

○制度化され利用条件にあてはまる人に対するサービスや社会資源

- 地域内の公的機関
(テキストP363下部参照)

申請主義が原則

(2) インフォーマルサポート

○非専門性や制度化されていない社会資源を指す

- 自治会町内会、駐在所、地域住民、商店、タクシー業者、ボランティア団体、学校など

柔軟性
融通性

7

第2節 地域ケア会議の活用

- ▶ 地域包括ケアシステムの構築と高齢者個人に対する支援の充実を同時に進めていくことができる手法の一つであることを理解する
- ▶ 介護支援専門員をサポートすることによって高齢者を支えるという視点が重要であることを理解する
- ▶ 高齢者に関わる制度や社会資源の情報を収集し、有効に活用するための留意点について理解する

P365 地域ケア会議の目的

① 多職種の協働

- ▶ 医療、介護等の多職種が持つ専門的な視点や意見をもとに**高齢者個人の支援の充実**と**介護支援専門員の実践力を高める**

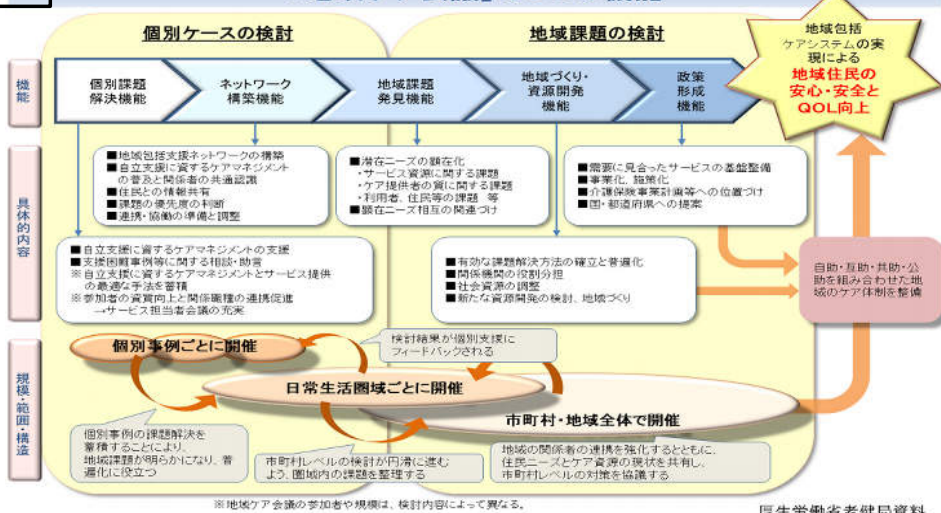
② 個別事例の蓄積と課題の一般化

- ▶ 個別事例の課題分析を積み重ね、**地域に共通した課題を抽出する**

③ 資源開発・地域づくり

- ▶ 普遍化された課題解決に**必要な資源を開発（地域づくり）**したり、介護保険事業計画への反映など**政策形成**につなげる

「地域ケア会議」の5つの機能



P366 地域ケア会議の機能についての理解

地域ケア会議の機能

- ① 個別課題解決機能
 - ▶ 多職種が様々な視点から検討し、個別課題の解決に
 - ▶ CMの実践力向上と他の似た事例への応用に期待
 - ② ネットワーク構築機能
 - ▶ 専門職 + 地域の支援者も参加して地域で支えていける体制
 - ③ 地域課題発見機能
 - ④ 地域づくり・資源開発機能
 - ⑤ 政策形成機能
- 共通の課題の普遍化 (地域づくり・政策提言)

P371 さまざまな事例への
連携先と活用できる制度等

無断複写・転載を禁ずる

(1)-I 生活保護制度

- 実施機関
 - 市は福祉事務所、町村は県が広域実施（東諸、北諸、児湯郡、東西臼杵郡等）
- 世帯単位が原則（個人単位ではない）
- 補足性の原理
 - 対象世帯の最低生活費に不足が生じる場合に不足分を支給
- 保護の要件
 - 資産の活用、稼働能力の活用、他法他施策優先、扶養義務
 - 高齢、怪我、障がい、1人親、その他によるもの等

12

P372 さまざまな事例への
連携先と活用できる制度等

無断複写・転載を禁ずる

(1)-II 生活保護制度

- 生活扶助 ➢ 日常生活に必要な費用（食費、水光熱費、被服費等）
- 住宅扶助 ➢ アパート等の家賃（実費支給だが上限の基準有）
- 教育扶助 ➢ 義務教育を受けるために必要な費用
- 医療扶助 ➢ 医療サービス費用（直接医療機関へ支払：医療券）
- 介護扶助 ➢ 介護サービス費用（直接介護事業所へ支払：介護券）
- 出産扶助 ➢ 出産費用（実費支給だが基準有）
- 生業扶助 ➢ 就労に必要な技能習得のための費用（基準有）
- 葬祭扶助 ➢ 葬祭費用（喪主に対して支給だが基準有）

13

P373 さまざまな事例への
連携先と活用できる制度等

無断複写・転載を禁ずる

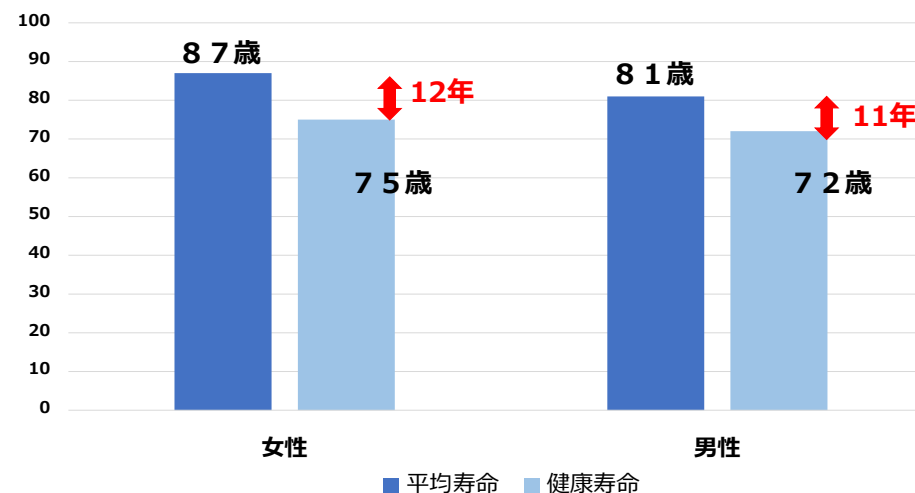
(2)-I 成年後見制度

- 成年後見制度は、理解力や判断力が不十分な方の**権利を保護し、自分らしく安心して生活を送れることを支援**していくもの
 - 医療、介護、衛生面の充実等による長寿社会(認知症高齢者の増加)
 - 平均寿命と健康寿命の差異(ぴんぴんころりはごく僅か)
- 契約締結能力の有無
 - 介護サービス利用、施設入所、病院入院、市役所での各種手続き
 - 預貯金の出し入れ、財産管理、各種保険解約
 - 悪徳業者、消費者被害

14

日本人の平均寿命と健康寿命

無断複写・転載を禁ずる



15

P374 さまざまな事例への
連携先と活用できる制度等

無断複写・転載を禁ずる

(2)-II 成年後見制度 (任意後見)

○任意後見

- 理解力や判断力がしっかりしているうちに、あらかじめ法律的な代理人(後見人)を自分で決めておき、将来に備えておくもの
- 双方で公証人役場に出向き、公正証書にて契約(代理権)
- 本人の意思に基づき、誰でも後見人になることができる
- 契約後、認知機能が低下した時に家裁に申立て、任意後見監督人が選任された時から効力が生じる
- 財産管理、身上監護(自分らしく生きていけるための手続き)
- 公正証書作成手数料、後見人の報酬

16

P373 さまざまな事例への
連携先と活用できる制度等

無断複写・転載を禁ずる

(2)-II 成年後見制度 (法定後見)

○法定後見

- すでに(現に)理解力や判断力が低下している方に、法律的な代理人(後見人)を家庭裁判所が職権で選任し、支援、保護していくもの
- 申立ては本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長等ができる
- 後見、保佐、補助の3類型(自立と保護の調和)
- 代理権、同意権、取消権
- 親族、法人、専門職(社会福祉士、弁護士、司法書士等)が担い手
- 財産管理、身上監護(自分らしく生きていけるための手続き)
- NG行為～事実行為、身元・連帯保証人、医的侵襲を伴う医療行為同意、死後事務(原則)
- 申立て費用、後見人の報酬

17

P374 さまざまな事例への
連携先と活用できる制度等

無断複写・転載を禁ずる

(2)-III 成年後見制度利用支援事業

○制度利用に係る経費の助成

- 申立て費用(鑑定費用含む)、登記費用、後見人報酬費用等

(2)-IV 市町村の役割

○利用促進に向けた取り組み

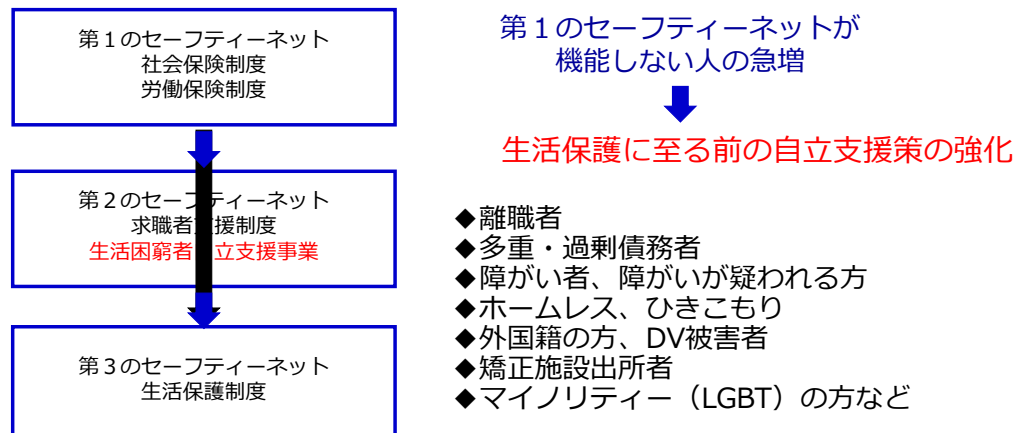
- 中核機関の設置
- 地域連携ネットワーク(協議会)の設立
- 広報啓発、相談機能
- 担い手(市民後見人)の育成、受任者調整、後見人支援等

18

P374 さまざまな事例への
連携先と活用できる制度等

無断複写・転載を禁ずる

(3) 生活困窮者自立支援制度等



19

P375 さまざまな事例への
連携先と活用できる制度等

無断複写・転載を禁ずる

(4) 日常生活自立支援事(あんしんサポート事業)

- 認知症高齢者など判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助等を行い、地域で自立した生活が送れるための支援
- 成年後見に至る前の層を対象
- ※判断能力は不十分だが、本サービスの内容を理解したうえで
契約締結能力があることが条件
- ①福祉サービス利用援助、②日常生活費の管理(預貯金払出等)
- ③苦情解決利用援助、④日常生活上の消費契約、行政手続き等
- 実施主体は県社協、実務は市町村社協
- 利用料(1時間1,200円)、貸金庫は実費

20

P375 さまざまな事例への
連携先と活用できる制度等

無断複写・転載を禁ずる

(5)-I 障害者施策(障害者総合支援法)

- 障害者施策年表
- ・平成15年4月 支援費制度(措置から契約へ)
- ・平成18年4月 障害者自立支援法(3障害の一元化等)
- ・平成25年4月 障害者総合支援法
 - 社会参加の機会の確保、社会的障壁の除去
 - 障害支援区分(標準的な支援の度合い)
 - 障害者の定義に難病、発達障害を追加
- ・平成28年6月 障害者総合支援法改正
 - 生活と就労に対する支援の一層の充実等

21

P377 さまざまな事例への
連携先と活用できる制度等

無断複写・転載を禁ずる

(5)-II 障害者施策(障害者総合支援法)

- 介護保険制度と障害福祉制度
- 介護保険優先原則
- 介護保険給付と障害福祉サービスで共通するものは介護保険優先
- 介護保険給付にない障害福祉サービスは併用して利用可
- 共生型サービスの存在
- 介護支援専門員と相談支援専門員との連携
- お互いの領域のサービス等を理解し合うことが大事
- サービス担当者会議、お互いの計画に反映(位置づけ)

22

P380~ さまざまな事例への
連携先と活用できる制度等

無断複写・転載を禁ずる

(6) 在宅療養者と看取り

- 人生の最期の意思決定(意思の推定)への関わり
- 人生会議

(7) 医療と介護の連携について

- 多職種連携による在宅医療・介護の一体的な提供の体制づくり
- 在宅医療・介護連携推進事業の展開

23

P392 さまざまな事例への
連携先と活用できる制度等

無断複写・転載を禁ずる

(8) 老人福祉法

- 市町村の職権による措置
- やむを得ない事由で介護サービス利用が困難な時
- 特養ホーム、養護老人ホーム等

(9) 高齢者の医療制度(後期高齢者医療制度等)

- 75歳以上の方が加入する公的医療保険制度
- 被用者による扶養という考え方はなく、1人1人個人の保険

24

P393 さまざまな事例への
連携先と活用できる制度等

無断複写・転載を禁ずる

(10) 年金制度

- 国民皆保険、社会保険方式、世代間扶養
- 納付要件の変更
- 年金生活者支援給付金法(消費税10%引き上げ時から支給)

(11) 介護離職ゼロのための家族支援の取り組み等

- 介護理由の不本意離職を減らす
- 多様な介護基盤の整備
- 介護休業等を取得しやすい職場環境の整備等

25

P395~P398

無断複写・転載を禁ずる

第3節 ケアマネジメントの各プロセスの留意点

- 地域の社会資源を活用したケアマネジメントを実践
できるよう、プロセスごとの留意点を理解する

26

P395 ケアマネジメントの各プロセス
の留意点

無断複写・転載を禁ずる

ケアマネジメントの各プロセス

- ① インテーク
- ② アセスメント
- ③ 居宅(施設)サービス計画(ケアプラン)原案の作成
- ④ サービス担当者会議・計画の修正(合意)
- ⑤ モニタリング(継続的な管理)および評価
- ⑥ 終結

27

第4節 地域包括ケアシステムへの展開

▶地域包括ケアシステムの実現に向け、多職種協働で必要な社会資源の開発、提案ができるようになる

P399 地域包括ケアシステムへの展開

① 地域ケア会議の活用、個別課題から地域課題の抽出

○多様な視点で検討、個別課題の**普遍化(一般化)**

② 介護支援専門員からの提案

○不足する資源、存在しない社会資源等を**提案する**

③ 医療・福祉・保健のコーディネートへの介入

○在宅医療・介護連携推進事業の積極的参加

P400 地域包括ケアシステムへの展開

④ 地域包括支援センターとの連携

- (1)虐待が疑われる事例
- (2)認知症(若年性認知症含む)のある利用者
- (3)キーパーソンのいない利用者
- (4)精神疾患のある利用者および家族と同居している利用者
- (5)サービスを拒否している利用者
- (6)共依存傾向のある利用者および家族
- (7)生活困窮している利用者
- (8)多問題が複雑に絡み合っている利用者